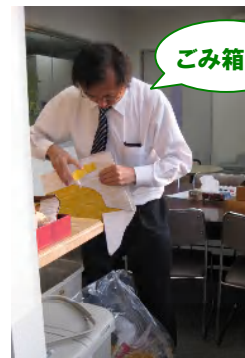


こすもす

121号 平成23年2月発行



佐々木総研の風景 その一
毎朝社員全員で社内清掃



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社佐々木総研
西日本税理士法人
西日本社会保険労務士法人
株式会社ヘルスケア経営研究所
株式会社エス・エス・ピー・ピー

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



「会計」の2つの世界

「会計」には2つの世界があることをご存知ですか？

毎年の決算や税務申告のために帳簿を付けておられると思いますが、会計基準や税法のルールに縛られた決算報告や税務申告が1つ目の「財務会計」と呼ばれる世界です。

もちろん決算報告や税務申告は必要不可欠な作業ですので労力やお金も掛ってしまいますが、過去の結果報告だけでは、将来の経営に役に立つ情報が十分に得られるのかなど疑問に感じられたことはありませんか？

経営者の皆さんは毎日々々経営上の意思決定に頭を悩まされていると思います。そのお役に立てるのがもう1つの未来を予測する「管理会計」の世界です。

例えば、売値を下げてでも販売量が増えてくれたら利益も増えるのかなとか、新規の設備投資をしたら何年で元がとれるのかなとか、経営者の皆さんの経験や勘だけではなく数字で結果を予測できれば、随分と助かることが多いと思われれます。

「損益分岐点分析」や「投資採算性計算」といった「管理会計」のオーソドックスな手法は多くの本で紹介されていますが、何をどうやって計算したらよいのか、計算結果の意味をどのように捉えたらよいのかを経営者の皆さんが自由に「考えて」いくことのできる世界ですので、是非とも研究されてはいかがでしょうか？

(財務コンサルティング部 第二部 公認会計士 荻野 佳市)

MMPG九州会福岡県支部主催医療経営セミナー開催！皆様のご参加をお待ちしております！！

『医療機関のロコミ&ブランド力向上大作戦』

開催日時：平成23年2月19日（土）15：00～18：00
開催場所：天神ビル9号会議室（福岡市中央区天神2丁目12番1号）
講師：メディカル広報センター 代表取締役 四元重美先生

お申込、お問い合わせは
財務コンサルティング部医療部 津上
までお願いします

確定申告の季節になりました

近年増加傾向にある、FX取引(外国為替証拠金取引)についてお話したいと思います。

FX取引には、「店頭取引」と「取引所取引(くりっく365)」の2種類があります。

「店頭取引」では、株式の取引の様な特定口座を使った源泉徴収の制度がないため、利益が出た場合には「雑所得」として申告する必要があります。その際、売買手数料、セミナー受講料、参考書籍代等を必要経費として差し引くことが出来ます。逆に損失が出た場合には、年金等の他の雑所得と相殺することが出来ます。しかし、「取引所取引(くりっく365)」での利益との相殺や損失を翌年以降に繰り越すことが出来ません。

一方、「取引所取引(くりっく365)」による利益も所得の種類は雑所得ですが、「申告分離課税」として、一律20%の税率(所得税15%+住民税5%)となります。この取引により損失が出た場合には、一定の要件を満たせば申告することにより、翌年以降3年間繰り越すことが出来ます。

添付書類として「取引明細」が必要になります。この取引明細は、証券会社によって異なり、郵送してくれる所もあれば、証券会社のホームページからダウンロードしなければならない所もあるようです。

FX取引をされている方は、資料のご準備をお願いします。

(財務コンサルティング部 第一部 久家 美佐子)

訃報

当社に長く顧問としてご活躍されました 田畑 大 先生 が、病氣療養中のところ、1月24日午前7時30分ご永眠されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

不動産賃貸経営で大切なこと

事業として収支を考えた場合、大きく収益を得る経営というより、不動産を所持する目的を達成できて、なおかつリタイアした後の年金代わりになることが望めます。目的は相続対策、不動産の所在する地域の需要に応える、年金代わりなど様々。新たに不動産賃貸経営を始めるにあたり、事業収支を考えてみましょう。

収入となる賃料は空室率を誤らないこと。該当地域の情報をよく持っているのは近隣の不動産業者なので、よくヒアリングをすること。費用となるものは限られていますが建築費以外にどのようなものがあるか列記してみます。

・土地、建物の公租公課 固定資産税(固定資産税評価額の1.4%)
都市計画税(固定資産税評価額の0.3%)

・損害保険料 火災保険にプラスして施設賠償保険も検討要。

・生命保険料 法人化することで借入保障の生命保険料は経費化できる。

・借入金金利 収支に大きくかかわる借入金返済額だが、経費に算入できるのは金利のみである。定期的に金利見直し要。

・減価償却費 建物・建物付属設備、設計監理料、公共負担金、近隣補償費など。

・維持修繕費 建築当初は必要ない修繕費も10年を超える頃かなり必要となる。家賃の1室分くらいは毎月積み立てておきたい。借入保障を兼ねて生命保険で備えることも可能。

・維持管理費 管理会社への委託料など。

住宅用地・家屋の場合の課税標準特例

土地	固定資産税	都市計画税
200㎡まで	6分の1	3分の1
200㎡超	3分の1	3分の2
家屋床面積	固定資産税	都市計画税
120㎡以下	3~5年間2分の1	—

一旦決めた家賃収入を上げることは難しい中、費用を節約することも大切ですが、不動産の価値を維持するためにはむやみに節減することは得策ではありません。細く長く賃貸経営を続けることで、最終的に年金代わりになるのです。

(経営コンサルティング部 FP課 ファイナンシャルプランナー 和田 悦子)

割増賃金について

昨年10月21日、厚生労働省は平成21年4月から平成22年3月までの1年間で、全国の労働基準監督署が割増賃金の支払について、労働基準法違反として是正を指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を公表しました。主な結果は下記の通りです。

是正企業数: 1,221企業 **対象労働者数: 111,889人** **支払われた割増賃金の合計額: 116億298万円**

是正指導の結果、割増賃金を是正支払した状況についてみると、1,000万以上を支払った企業数が多い業種は、上から製造業(49社)、商業(33社)、保健衛生業(17社)、100万以上を支払った企業数も製造(329社)、商業(287社)、保健衛生(103社)の順となっています。このデータから見て分かるように、医療業も割増賃金の是正指導について、全く関係ないという事はなくなってきたと言えます。

また労働基準監督署の指導とは異なりますが、散見されるケースとして、退職の際に割増賃金の請求を受けたというご相談を頂いた事があります。近時は割増賃金の問題に限らず、労働基準監督署に労働者の方やそのご家族から相談があり、監督指導が実施されるという場合もあるようです。

割増賃金不払とされる可能性をいかに減らしていくかというところで、なかなか解決が難しい問題はタイムカードの打刻時間と実際の残業時間として処理されている時間に乖離が見られるケースです。この乖離をどう減少させるかとなると、やはり基本的にはタイムカードを打刻した後は速やかに退社するという職員様への意識付けが鍵となってきます。また残業を行う際には何かしら申請のフローを設け、なぜその残業が必要なのか、残業が発生した原因は何か、改善する術はなかったのか等を出来る限り上長や所属長がコミュニケーションを取り、残業時間を根本から減らしていくといった検証の取り組みも必要でしょう。

法律的な観点で申し上げますと、例えば繁忙期が月のうちで決まっているような会社様であれば、変形労働制の採用も許されています。この機会に自社・自院にあった対策を考えてみるのはいかがでしょうか。

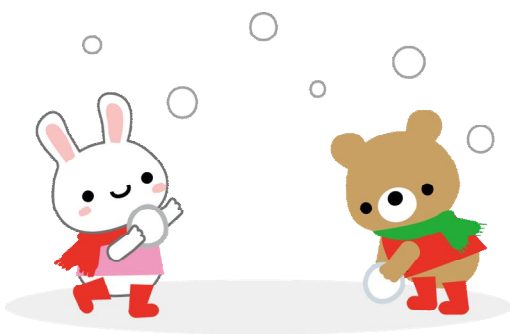
(経営コンサルティング部 人事労務支援課 社会保険労務士 石井 洋)

2011年2月

2月1日	火	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
2月2日	水	
2月3日	木	
2月4日	金	
2月5日	土	
2月6日	日	
2月7日	月	
2月8日	火	
2月9日	水	
2月10日	木	◎源泉所得税の納付
2月11日	金	建国記念の日
2月12日	土	
2月13日	日	
2月14日	月	
2月15日	火	
2月16日	水	所得税の確定申告（～3月15日）
2月17日	木	
2月18日	金	
2月19日	土	MMPG九州会福岡県支部主催セミナー 『病・医院の口コミ&ブランド力向上大作戦』
2月20日	日	
2月21日	月	
2月22日	火	
2月23日	水	
2月24日	木	
2月25日	金	
2月26日	土	
2月27日	日	
2月28日	月	☆健保・厚生保険料の納付

2011年3月

3月1日	火	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
3月2日	水	
3月3日	木	
3月4日	金	
3月5日	土	
3月6日	日	
3月7日	月	
3月8日	火	
3月9日	水	
3月10日	木	◎源泉所得税の納付
3月11日	金	
3月12日	土	
3月13日	日	
3月14日	月	
3月15日	火	所得税の確定申告 提出期限
3月16日	水	
3月17日	木	
3月18日	金	
3月19日	土	
3月20日	日	
3月21日	月	春分の日
3月22日	火	
3月23日	水	
3月24日	木	
3月25日	金	
3月26日	土	
3月27日	日	
3月28日	月	
3月29日	火	
3月30日	水	
3月31日	木	☆健保・厚生保険料の納付



株式会社佐々木総研

〒805-0021
北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533
FAX 093-652-2550
E-mail sasakigp@lime.ocn.ne.jp